

総 企 1 - 13
徴 管 2 - 13
令和7年8月13日

一般社団法人 東京法人会連合会
会長 斎藤 保 様

東京国税局
東京国税局長 (官印省略)

税務署における「キャッシュレス推進デー」の試行について (依頼)

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、キャッシュレス納付の推進等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

国税のキャッシュレス納付の割合は、令和6年度(速報値)で納付件数全体の45%に達しており、令和8年度で50%に達成するように目標値を見直しました。

更なるキャッシュレス納付の推進に向けて、東京国税局管内84署において、毎月10日を「キャッシュレス推進デー」と定め、国税の納付のために来署された納税者を対象に、キャッシュレス納付に誘導する取組を試行的に実施することで、通常以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れることとしております(詳細は別添「税務署におけるキャッシュレス推進デーの試行の概要」参照)。

取組の実施に当たって、御理解と御協力を賜るとともに、会員の方々に御周知いただくようお願い申し上げます。

【連絡先】 東京国税局 総務部
企画課納税者サービスPT
窓口担当 佐野・渡邊
電話：03(3542)2111 内線：2282

(別添)

税務署におけるキャッシュレス推進デー の試行の概要

東 京 国 税 局

令 和 7 年 8 月

1 キャッシュレス推進デーの実施について

- 東京国税局では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目的に、東京国税局管内84署において、毎月10日を特定の日として、窓口における現金領収事務を減らす取組を実施します。
- 取組に当たっては、特定の日を「キャッシュレス推進デー」とし、納税者をキャッシュレス納付に誘導し易い環境を作ることで、キャッシュレス納付の更なる普及を目指します。
- 国税のキャッシュレス納付とは、「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付（コード決済）」、「振替納税」を指します。

2 キャッシュレス推進デーの概要

国税庁e-Tax
キャラクター
イーダ君



キャッシュレス推進デーってどんな日なの？

毎月10日（土日祝日の場合は翌開庁日）を「キャッシュレス推進デー」とし、通常日以上に税務署窓口においてキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れ、キャッシュレス納付を知っていただいたり、利用していただいたりする日です。

キャッシュレス推進デーには何をするの？



納税者自身のスマートフォンなどを利用し、職員が補助しつつ、徴収高計算書の送信又は納付情報登録依頼からキャッシュレス納付までのお手続きを行っていただきます。

当日、キャッシュレス納付を行えない納税者につきましては、ダイレクト納付届出書の提出勧奨などを行います。

キャッシュレス推進デーは税務署での現金領収を行わないの？



キャッシュレス推進デーは、納税者の理解が前提となる取組であるため、キャッシュレス納付が行えない納税者やキャッシュレス納付を御案内しても現金領収を希望される納税者に対しては、通常どおり税務署窓口における現金領収を受け付けます。

お願い



社会全体のデジタル化を推進し、キャッシュレス納付を普及させていくためには、国税当局だけでなく、地方公共団体、関係民間団体及び金融機関の方々のご協力をいただきながら、地域全体で進めていく方がより効果がありますので、取組の実施に当たっては、「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」の下、協同でキャッシュレス納付の利用勧奨を実施していただくなど、皆様におかれましても、周知をお願いします。